

令和

6

年度

# 札幌地区 出張特別試験用 免許試験案内



協会シンボルマーク

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

## 北海道安全衛生技術センター

〒061-1407 恵庭市黄金北3丁目13番地

TEL 0123-34-1171(代表)

FAX 0123-33-9455

<https://www.hokkai.exam.or.jp/>

労働安全衛生法に基づく各種免許試験のうち、札幌地区における学科試験を次のとおり実施します。

試験の前に説明を行います  
ので、試験開始時刻の15分  
前までに入室してください。

### 1. 試験の種類及び日時

試験の種類	試験日	試験時間割	試験時間
一級ボイラー技士	令和6年 7月13日 (土曜日)	12:30~16:30	4:00
二級ボイラー技士		12:30~15:30	3:00
第一種衛生管理者		12:30~15:30	3:00
第二種衛生管理者		12:30~15:30	3:00

### 2. 試験場 (4ページの案内図をご覧ください)

札幌市産業振興センター 札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

### 3. 受験申請書の受付期間と提出先

出張特別試験のため、受験申請書の受付期間、提出先等がセンター(恵庭市)で行う試験と異なりますので、ご注意ください。

受付期間	令和6年5月13日(月)~5月24日(金)の消印まで〔持参の場合は土・日曜日を除く〕
提出先	〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目6 37 山京ビル201号(2階) 札幌労働基準協会 TEL 011-757-0340

※障がいのため免許試験実施上の特別な配慮を希望する方は、申請時に申し出てください。  
※上記提出先の札幌労働基準協会では、現金での試験手数料の受領はできませんので、郵便局  
又は銀行で振込後、受験申請書(振替払込受付証明書(お客さま用)を貼付)を持参あるいは郵送(簡易書留)してください。

受付時間は、9:00~12:00・13:00~16:00です。

## 4. 試験科目及び受験資格

各免許試験ごとに異なりますので、詳細は「[免許試験受験申請書とその作り方](#)」(冊子・受験申請書の頒布機関等については、[下記9をご覧ください。](#))をご覧ください。

## 5. 試験手数料及びその払込方法

(1) 試験手数料

各免許試験とも	8,800円(非課税)
---------	-------------

(2) 払込方法

受験申請書に綴込みの「払込用紙」により、最寄りの郵便局又は銀行で払い込んでください。

## 6. 受験申請

(1) 免許試験受験申請書

所定の用紙を使ってください。(申請書は[下記9](#)よりお求めください。)

(2) 振替払込受付証明書

試験手数料として、郵便局又は銀行に払い込んだ「[振替払込受付証明書\(お客さま用\)](#)」を、申請書の所定欄にのり付けしてください。

(3) 写 真 1枚

申請前6ヵ月以内に撮影した上三分身、正面、無帽、背景無地の写真(サイズ30mm×24mm)を、申請書の写真欄にのり付けしてください。(写真裏面に氏名及び試験の種類を記入)

(4) 本人確認証明

一級ボイラー技士、二級ボイラー技士試験を受験される方は、申請書に記載した氏名・生年月日・住所の確認のため、住民票〔個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの〕又は運転免許証・健康保険証(住所が記載されたもの)等のコピーを申請書裏面の所定欄にのり付けしてください。

(5) その他の添付書類

イ 受験資格を証明する書類(詳しくは、「[免許試験受験申請書とその作り方](#)」(冊子)をご覧ください。)

・一級ボイラー技士試験を受験する場合

二級ボイラー技士免許証のコピー

・二級ボイラー技士試験の受験資格は不要です。

なお、ボイラー実技講習修了証(原本)は、合格後の免許申請をする際に必要です。

・衛生管理者試験を受験する場合(第一種、第二種共通)

①事業者証明書……「[免許試験受験申請書とその作り方](#)」(冊子)に綴込みの用紙を切り取ってお使いください。

②労働衛生の実務に従事した経験が10年未満の方は、卒業証明書(原本)又は卒業証書のコピーを添え申請してください。

ロ 再受験申請の場合

再受験の方の受験申請書には前回の「[免許試験結果通知書](#)」又は「[受験票](#)」を添付することによって、[上記6の\(4\)及び\(5\)の添付書類は省略することができます。](#)

ただし、住所等に変更がある場合には、変更されたことを確認できる住民票〔個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの〕等の提出が必要です。

※ 受験資格の有無の確認等受験申請書の審査は、北海道安全衛生技術センターが行います。受験申請書の内容について、北海道安全衛生技術センターから受験される方へ直接照会する場合があります。

受験資格が無いなど受験申請書の内容に不備がある場合は、北海道安全衛生技術センターから受験申請書の返却及び試験手数料の返還（振込手数料は受験申請者負担）が行われます。

## 7. 受験票の発送

受験票は、令和6年7月1日（月）までに受験者あて直接郵送（発送）します。

この日を過ぎても届かないときは、必ず北海道安全衛生技術センター（TEL0123-34-1171）に連絡してください。

## 8. 試験結果の通知

(1) 試験結果発表日は令和6年7月29日（月）です。

受験者には、はがきにより通知（同日発送）します。（電話による合否等の照会にはお答えできません。）

また、北海道安全衛生技術センターのホームページ（<https://www.hokkai.exam.or.jp/>）にも合格者の受験番号を掲載（同日）します。

(2) 合格基準について（学科試験）

試験に合格するには、科目又は範囲ごとの得点が40%以上で、かつ合計点が60%以上の得点が必要となります。

(3) 不合格者に対する得点の通知

学科試験の不合格者に対しては、試験結果とともに得点を通知します。得点については合計点と科目又は範囲ごとの得点になります。

なお、合格者については得点の通知はいたしません。

(4) 試験に合格した方は、免許申請書を **東京労働局 免許証発行センター**（〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館二階）に提出してください。

免許申請書は、北海道労働局、各労働基準監督署及び北海道安全衛生技術センターでお求めください。

なお、試験当日、試験会場でも配布いたしますが、数に限りがありますのでご了承ください。

## 9. 受験申請書の求め方

受験申請書は、北海道安全衛生技術センターのほか、次の協会（頒布機関）で無料配布しております。（各協会では郵送の取扱いはしていません。）

郵送を希望の方は、「必要部数」を明記したメモ書き及び郵送料金分の切手を貼った宛先明記の「返信用封筒（角型2号封筒縦33cm横24cmの大きさ）」を同封の上、北海道安全衛生技術センターに申し込んでください。

令和6年4月1日現在

郵送する部数	1部	2部	3～4部	5～9部
郵送料（切手）	210円	250円	390円	580円

※角型2号のサイズを超えると郵便料金不足が生じますのでご注意ください。

※郵便料が不足した場合、不足分は受取人払いとなります。予めご了承ください。

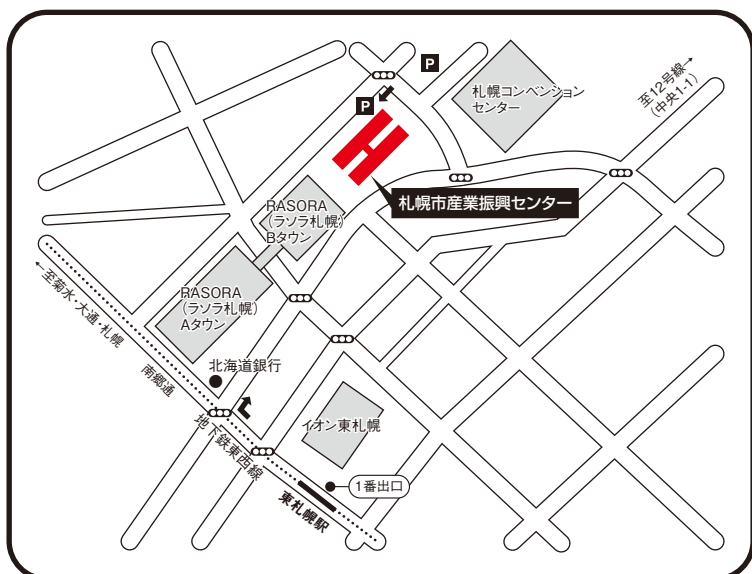
## 頒布機関

(公社)北海道労働基準協会連合会	☎060-0807 札幌市北区北7条西2丁目6 37山京ビル203号(2階)	TEL 011-747-6141
札幌労働基準協会	☎060-0807 札幌市北区北7条西2丁目6 37山京ビル201号(2階)	TEL 011-757-0340
小樽労働基準協会	☎047-0031 小樽市色内1丁目9-1 松田ビル3階	TEL 0134-27-3994
岩見沢労働基準協会	☎068-0021 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階	TEL 0126-24-3087
滝川労働基準協会	☎073-8511 滝川市大町1-8-1 産経会館303	TEL 0125-23-3403
倶知安労働基準協会	☎044-0052 虻田郡倶知安町北2条西2丁目 倶知安建設会館	TEL 0136-22-4798

## 10. その他

- (1) 受験申請書をお求めの際には、出張特別試験を受験することを申し出てください。
- (2) 受験票が発行された後は、試験の種類、試験日又は試験地の変更、免除科目の追加並びに試験手数料の返還はできません。
- (3) 北海道安全衛生技術センター(恵庭市)では、労働安全衛生法に基づくすべての免許試験を年間を通じ実施しております。
- (4) 試験に関することは当センターに電話照会してください。

## 試験場案内



地下鉄 所要：25～30分（片道250円）  
 南北線 大通駅で東西線に乗り換え  
 （新さっぽろ方面）  
 東札幌駅で下車 ※1番出口  
 ・地上に出たら右に歩き出します。  
 信号を2つ渡り、北海道銀行の角を  
 右折、RASORA（ラソラ札幌）の  
 前を通り過ぎると札幌市産業振興セ  
 ンターです。

タクシー 所要15～20分（1800円位）  
 ※道路状況によります

### (注意)

有料駐車場（2時間まで200円、以降  
 30分100円）は建物裏手 **P** です。  
 満車になることが多いため、なるべく  
 公共交通機関をお使いください。